



2023年3月17日

各位

会社名 ENECHANGE 株式会社
 代表者名 代表取締役 CEO 城口 洋平
 代表取締役 COO 兼 CTO 有田 一平
 (コード番号：4169 東証グロース)
 問合せ先 執行役員 CFO 杉本 拓也
 (TEL 03-6635-1021)

定款変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月25日開催の取締役会において、2022年3月30日開催の第7期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお本件は過去2022年度における内容であり、2023年3月30日開催予定の第8期定時株主総会の内容とは関係ございません。

記

1. 変更の理由

以下の理由により所要の変更を行うものです。

- (1) 事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、第2条の事業目的を追加します。
- (2) リモートワークが普及する中、新しい働き方に合わせた本社機能の移転に伴い、現行定款第3条に定める本店所在地を「東京都千代田区」から「東京都中央区」に変更するものであります。
- (3) 2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（以下「改正産競法」といいます）により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社におきましても、将来的に株主総会の開催方法の選択肢の一つとして、バーチャルオンリー株主総会の開催を可能とするため、定款第12条第2項を追加するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」（以下「改正会社法」といいます）のうち株主総会資料の電子提供制度に関する規定が2022年9月1日に施行されます。振替株式発行会社（上場会社）には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、第15条の変更を行うものであります。
- (5) 事業環境の変化に機動的に対応しつつ、多様な価値観やバックグラウンドを有した最適な取締役会構成において迅速かつ確かな意思決定を行うため、現行定款第19条（員数）の内容について、取締役の員数を8名以内から10名以内にするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (条文省略) (新 設)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) (現行どおり) (12) <u>電気自動車の充電器の設置、充電サービスに関する業務</u>
(新 設)	(13) <u>電気自動車の充電に関連するサービス及びシステムの企画、開発、販売、運用、保守及びコンサルティングに関する業務</u>

<p>(12) バーチャルパワープラントを利用したサービス及びシステムの企画、開発、販売、運用、保守 及びコンサルティングに関する業務</p>	<p>(14) バーチャルパワープラントを利用したサービス及びシステムの企画、開発、販売、運用、保守及びコンサルティングに関する業務</p>
<p>(13) 省エネルギー設備を利用したサービスの企画、販売、工事、仲介及びコンサルティングに関する業務</p>	<p>(15) 省エネルギー設備を利用したサービスの企画、販売、工事、仲介及びコンサルティングに関する業務</p>
<p>(14) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>第4条～第11条 (条文省略) (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (新 設)</p> <p>第13条～第14条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(16) 前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p> <p>第4条～第11条 (現行どおり) (招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 <u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>第13条～第14条 (現行どおり) (削除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第16条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第16条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>(員数) 第19条 当社の取締役は、<u>8名以内とする。</u></p>	<p>(員数) 第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p>
<p>第20条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第20条～第43条 (現行どおり)</p>



(新 設)

附則

第1条 (本店の所在地に関する経過措置)

第2条の変更は、2022年6月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、本附則第1条は、本店移転の効力発生日にこれを削除する。

第2条 (電子提供措置等に関する経過措置)

1 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。

3 本附則第2条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月30日(水)
定款変更の効力発生日 2022年3月30日(水)

4. 適時開示の遅延理由

定款変更の決議に関しましては、本来当該決議を行った時点で、ただちに適時開示すべきだったところ、確認が不十分だったため、本日開示するに至りました。今後は、開示事項が発生した場合には、迅速に内容を精査・確認し、適切なタイミングでの情報開示を行ってまいります。今般は、適時開示遅延となりましたことを深くお詫び申し上げます。

以 上